

指定訪問介護事業所サンホームみやこ管理運営規程

(介護予防・日常生活総合支援事業 第1号訪問型サービス)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人若竹会が設置する指定訪問介護事業所サンホームみやこ(以下「事業所」という。)において実施する宮古市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業(訪問型サービス)(以下、「訪問型サービス」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適切な通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に訪問介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 利用者またはその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かり易く説明し、適切な介護技術をもってサービスを提供する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- | | |
|---------|-------------------|
| (1) 名称 | 指定訪問介護事業所サンホームみやこ |
| (2) 所在地 | 宮古市崎鍬ヶ崎第4地割1番地20 |

(職員の区分及び定数)

第4条 職員の区分及び定数は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 所長(管理者) | 1人 |
| (2) サービス提供責任者 | 1人以上(介護福祉士等) |
| (3) ホームヘルパー | 常勤換算2.5人以上(うちサービス提供責任者1名を含む。) |
| (4) 事務員(兼務) | 1人 |

(職員の職務)

第5条 職員の職務内容は次のとおりとする。

(1) 所長(管理者)

所長は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) サービス提供責任者

- ① 訪問介護の利用の申し込みに係る調整
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的把握
- ③ サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅支援事業者との連携に関すること
- ④ ホームヘルパーに対し、具体的な援助目標及び援助内容の指示並びに利用者の状況に係る情報伝達
- ⑤ ホームヘルパーの業務実施状況の把握
- ⑥ ホームヘルパーの能力や希望を踏まえた業務管理
- ⑦ ホームヘルパーに対する研修、技術指導等の実施
- ⑧ その他のサービス内容の管理について必要な業務

(3) ホームヘルパー

利用者が居宅において、能力に応じ自立した日常生活を営むための援助を行う。

(4) 事務員

必要な事務処理を行う。

- (5) 上記各号に掲げる職種において、利用者宅への訪問等にあたる者は、交通法令を遵守し安全運転を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 1月1日から12月31日
- (2) 営業時間 0時から24時
- (3) 電話等でも、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(サービスの内容)

第7条 訪問型サービスで提供するサービス内容は、次に掲げるもののうち各利用者において必要と認められるものとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 生活援助に関する援助
- (3) 身体介護に関する内容

(訪問介護計画の作成等)

第8条 サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に訪問介護計画を作成する。また、介護予防サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った訪問介護計画を作成する。

- 2 訪問介護計画の作成、変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、訪問介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの利用料)

第9条 サービスを提供した場合の利用料は宮古市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱上の額とし、利用者負担額は介護保険負担割合証の負担率を乗じた額とする。なお、利用者負担額について利用者負担の減免、公費負担がある場合は、その負担率を乗じた額とする。

- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。
- 3 利用料の支払いは、現金、口座振込または自動振替等により、指定期日までに受ける。

(通常の事業実施地域)

第10条 通常の事業実施地域は、宮古市の区域とする。ただし、旧田老町、旧新里村、旧川井村を除く。

(サービス提供記録の記載)

第11条 サービスを提供した際には、その提供日・内容、及び利用者に代わって支払いを受ける宮古市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱上の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第12条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 職員であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第13条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明等必要な措置を講ずる。

(損害賠償)

第14条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第15条 職員は、使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生に十分留意するものとする。

2 職員は、感染症若しくは食中毒が発生またはまん延しないよう努めるとともに、施設内において委員会を組織し、万が一感染症等が発生した場合は施設で定めた業務マニュアル等により必要な措置を講ずる。

3 職員は、感染症等に関する知識の習得に努めるものとする。

(緊急時における対応等)

第16条 職員は、介護事故等の発生または再発防止に努めるとともに、施設内において委員会を組織し、万一介護事故等が発生した場合は施設で定めた業務マニュアル等により必要な措置を講ずる。

2 職員は、介護事故予防等に関する知識の習得に努めるものとする。

(非常災害対策)

第17条 サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、施設で定めた業務マニュアル等により必要な措置を講ずる。また、所長は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(身体拘束の禁止)

第18条 施設は、サービスの提供にあたって、入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 施設は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果の施設職員への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 施設職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 介護職員等の質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3月以内
- (2) 継続研修 随時

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録等の必要な記録及び帳簿を整備する。

3 利用者は、当該サービスを利用する際は、職員の指示に従わなければならない。

4 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、所長が理事長の承認を得て別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 第4条(2)の条文中「(介護福祉士、または1級過程修了者等)」を「(介護福祉士等)」に改める。

2 第18条を繰り下げ、第18条に次の条文を加える。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

3 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 第9条3項の条文中の「現金または銀行口座振込等により」を「現金、口座振込または自動振替等により」に改める。

2 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 第18条「身体拘束の禁止」に係る条項を加える。

2 この規程は、令和7年4月1日から施行する。